

## 違反広告物を除去するボランティア団体を募集します

屋外広告物の規定に基づいて、はり紙などの違反広告物を除却できるボランティア団体を、「違反広告物簡易除却推進団体」といいます。

昨年十二月末現在、二十八団体三百十二人の市民の皆さんが登録。電柱などのはり紙が除却され、多大な成果があがっています。安全確保のため、活動は二人以上で行ってください。

### 募集対象

原則として、次の①～⑤の要件を満たしている必要があります。

①違反広告物簡易除却推進員になる予定の方が、2人以上

②月々金曜日、午前8時30分～午後5時に活動が可能

③除却した物件を各自で一時的に保管する場所が、適正に確保されている

④除却した物件を、各自で市指定の場所に搬入できる

⑤活動区域が市内

\*違反広告物の除却を実施す

## 病児・病後児保育の平成21年度登録をお願いします

子どもがかぜなどの病気にかかった際の保育を行う、病児・病後児保育の平成21年度利用者の登録を、3月2日(月)から受け付けます。利用希望者は、保育園・幼稚園・学童保育室に用意してある登録書を記入し、保育課(本庁舎2階)に提出してください。

現在登録している方も再度、登録が必要になります。詳しくはお尋ねください。

\*登録書は、市ホームページからもダウンロードできます。

実施施設…育児サポート アイアイ(古谷上・愛和病院内)

対象…2か月から小学3年生で、病気の時に家庭での保育が困難な児童

定員…3人

経費…1日2,000円(所得に応じて軽減措置があります)

問い合わせ…保育課

TEL224-5827

## 国民年金受給者・加入者が亡くなったら

国民年金を受給している方が亡くなった場合、「国民年金受給権者死亡届・未支給年金(保険給付)請求書」の提出が必要になります。

提出先は、受けていた年金の種類(老齢基礎年金・遺族基礎年金・障害基礎年金)によつて異なります。市民課または、ねんきんダイヤル(0570・051165または03・6700・1165)へお尋ねください。

死亡月までの年金(未支給分)は、受給している方と生計が同じであった配偶者・

子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹(請求順位)が請求することによつて支給されます。

生計が同じであった遺族がない場合は、年金は支払われません。「国民年金受給権者死亡届」のみ提出してください。

### 寡婦年金の支給要件

寡婦年金は夫が死亡し、次の①～④すべての要件を満たしている場合に、夫に扶養されていた妻が請求することによつて支給されます。

①十年以上婚姻関係にある

②夫の第一号被保険者(自営業者など)としての保険料納付済み期間と保険料免除期間の合計が二十五年以上

納付済み期間と保険料免除期間の合計が二十五年以上

③夫が障害基礎年金または老齢基礎年金を受給していない

④妻は老齢基礎年金を繰り上げ受給していない

支給期間は、妻が六十歳から六十五歳になるまで、支給額は、夫が受け取るはずだった老齢基礎年金額の四分の三になります。

### 死亡一時金の支給要件

第一号被保険者期間のあった方が、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受けないまま死亡し、遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に、死亡した人と生計が同じであった配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹(請求順位)が請求することによつて支給されます。

保険料を納めた月数と、保険料の一部免除を受けて納付した月数(一部納付割合分)の合計が三年以上ある場合に支給されます。一時金の支給額は、死亡した方の国民年金保険料納付月数によつて十二万円～三十二万円(六段階)になります。

問い合わせ…市民課国民年金担当

TEL224・5764

問い合わせ…都市景観課

TEL224・5961

## 緑を守るために③

毛呂山町まちづくり整備課・TEL295-2112

昔から人は、広葉樹を中心とした雑木林を、生活の場の周囲にはぐくんできました。その主な目的は、①落ち葉を集めて、たい肥を作る②雑木をまきや炭にする③きのこや山菜を採るなど、農業や農家の生活を支える役割を果たしてきました。



景観樹林として指定され、整備された雑木林

しかし昭和30年代以後、生活で使われるエネルギー源が石油などに移ったことにより、雑木林の価値は失われ、減少の一途をたどってしまいました。残された雑木林は人手が入らず放置され、下草が生い茂るようになることによって、ごみが不法に捨てられるといった問題も出てきています。雑木林の多くは民有林で、土地の利権が複雑なこともあり、管理が難しく整備があまり進んでいません。

毛呂山町では、雑木林を憩いの場として利用できるように、平成8年に「毛呂山町環境保全条例」を施行しました。同条例には、「景観樹林」の指定制度があり、この指定を受けると所有者に下草狩りなどの費用の一部を町が助成し、雑木林の整備を進めることができるようになります。

平成13年に同町内の川角地区の約1.3ヘクタールが「景観樹林」として指定され、良好な景観の保全が図られています。指定された雑木林は、町民の皆さんにウォーキングなどの健康維持の場として利用されています。今後も同町では、これらの雑木林の景観や自然が失われる前に自然環境の保全を図り、町民の皆さんと協働して潤いのある生活ができるように努めていきます。

\*レインボーニュースは、埼玉県川越都市圏まちづくり協議会（レインボー協議会）を構成する7市町の広報紙に掲載しています。

西部地域振興ふれあい拠点地区における都市計画案の縦覧を行います

新宿町一丁目の一部を範囲とした、西部地域振興ふれ

あい拠点地区における都市計画案の縦覧を行います。  
都市計画の種類

①川越都市計画用途地域の変更（県決定）

②川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更（市決定）

③川越都市計画地区計画の変更（市決定）

縦覧期間：3月10日（火）～24日

（火）（土・日曜日、祝日を除く）

縦覧時間：午前8時30分～午後5時

縦覧場所：①川越都市計画課（本庁舎五階）

・日高市都市計画課

・川島町都市整備課

・埼玉県都市計画課（さいたま市）  
および川越県土整備事務所（旭町二丁目）  
・飯能県土整備事務所

（飯能市）・東松山県土整備事務所（東松山市）

②川越都市計画課

\*県都市計画課ホームページでも、①の計画案を見ることができます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BB00/shinyoku/shinyoku.html>

### ●意見書の提出

①の都市計画案に対して意見のある方は、縦覧期間内に「埼玉県あて」に意見書を提出することができます。なお、意見書を提出できる方は、川越市・日高市・川島町在住または利害関係者です。

②③の都市計画案に対して意見のある方は、縦覧期間内に「川越市あて」に意見書を提出することができます。なお、意見書を提出できる方は、市内在住または利害関係者です。意見書は、各縦覧場所に提出してください。詳しくはお尋ねください。

\*意見書の様式は、縦覧場所に配布しています。

問い合わせ：①について川越

玉県都市計画課

TEL 048-830-5341

②③について川越都市計画課

TEL 224-5945